

境界確認依頼書

年 月 日

早島町長 様

依頼者（土地所有者）					
住所					
氏名		電話		—	
代理人					
住所					
氏名		電話		—	
境界確認依頼理由 (
依頼者所有地との境界（該当箇所に○）					
道 路 水 路 溜 池 堤 その他（ ）					
依頼者確認土地	所	在	地 番	地 目	登記簿地籍
	都窪郡早島町				㎡
	都窪郡早島町				㎡
	都窪郡早島町				㎡
	都窪郡早島町				㎡
	都窪郡早島町				㎡
	都窪郡早島町				㎡
添 付 書 類					
1 位置図					
2 不動産登記法第14条地図（法務局備え付けのもの）（写し可）					
3 登記事項要約書（隣接地含）（写し可）					

※ 以下記入しないこと。

立会予定年月日	立 会 者
立 会 年 月 日	
境界確認	氏名
<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 未確認	氏名
付 記	

〈境界確認依頼に当たって〉

◎ 境界確認（確定）の手順

- 1 境界確認依頼書に位置図、不動産登記法第14条地図（写し可）、登記事項要約書（隣接地含）（写し可）を添えて建設農林課に提出（**町有地については所管が他課の場合がありますのでご相談ください**）

※ 原則として申請人は土地所有者のみ（共有名義の場合は全員で申請をすること）とします。しかし所有者の方が亡くなっている場合には法定相続人が申請人となる事ができます。その際には法定相続人全員を申請者としてください。

- 2 現地立会日を決定（**隣接地地権者には依頼人から連絡願います**）

役場担当課に、立会希望日を連絡してください。（立会希望日の5日以上前）

※役場担当課から、地元関係土木委員に境界立会の依頼を行います。

- 3 申請地の境界復元をお願いします

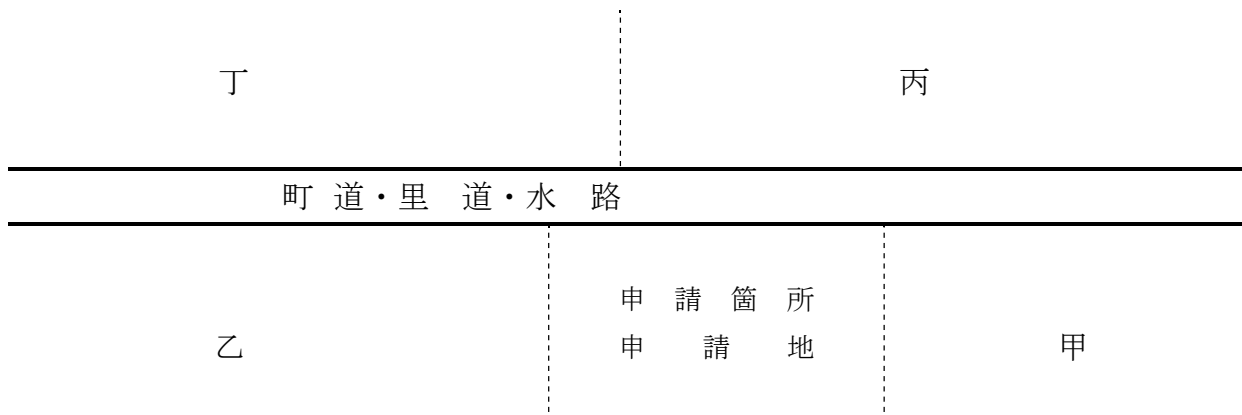
- 4 現地立会・境界の確認・確定（境界確定協議書〈町様式〉を提出）

なお、申請地所有者から委任されて法定相続人以外の者が現地立会を行う場合は、申請地所有者からの委任状を持参し、現地立会をお願いいたします。

◎ 関係者について

官民境界を確定するためには、当該町道・水路等との境界を明確にする必要があるとともに、隣の境界もあわせて明確にしておかねば将来紛争を起こすおそれがあります。

そのため、隣接地地権者（甲、乙）に立会を依頼し、現地で境界確認を行います。



※ 平成29年度より道路・水路が4m以内であっても対向地（丙、丁）の立会は不要としました。ただし、立会前に測量をしていただいた中で誤差が大きい場合・誤差の影響が対向地（丙、丁）にも及びそうな場合には対向地にも立会をお願いしています。そのような事案になりそうな場合には事前に担当課までご相談ください。

◎ お願い

早島町では測量法に基づき公共基準点（2級・3級）を町全域に整備しております。現地測量に際し、公共基準点をご使用ください。（建設農林課 販売可）

現在、境界立会の申請が増加し、立会時期について御迷惑をお掛けしております。

つきましては、立会前に図面と現地を照合し、基準になるポイントを出しておくなど、立会が円滑に行えるようご配慮を願います。